

国土交通省組織令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄） 1

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄） 1

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条（略）

2～4（略）

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6～8（略）

（内部部局の職）

第二十一条（略）

2・3（略）

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

5（略）

○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

（総括審議官、技術総括審議官、政策立案総括審議官、公共交通・物流政策審議官、建設流通政策審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、海外プロジェクト審議官、公文書監理官、政策評価審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議官及び技術審議官）

第二十条 大臣官房に、総括審議官二人、技術総括審議官一人、政策立案総括審議官一人、公共交通・物流政策審議官一人、建設流通政策審議官一人、危機管理・運輸安全政策審議官一人、海外プロジェクト審議官一人、公文書監理官一人、政策評価審議官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、審議官二十一人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び技術審議官四人を置く。
2～13（略）

（自動車局に置く課）

第三十条 自動車局に、次の九課を置く。

総務課
安全政策課
環境政策課
技術政策課
自動車情報課
旅客課
貨物課
審査・リコール課
整備課

(総務課の所掌事務)

第三百三十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一 八 (略)

九 道路運送に係る助成に関する事(環境政策課の所掌に属するものを除く。)
十 一 六 (略)

(安全政策課の所掌事務)

第三百三十二条 安全政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 道路運送の安全の確保に関する事(環境政策課の所掌に属するものを除く。)
二 一 六 (略)

(環境政策課の所掌事務)

第三百三十三条 環境政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自動車局の所掌事務に関する環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事。
- 二 道路運送に係る助成のうち環境の保全に係るものに関する事。
- 三 道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全に関する事(審査・リコール課及び整備課の所掌に属するものを除く。)
- 四 道路運送車両の使用に関する事務のうち環境の保全に関する事。
- 五 放射性物質の道路運送車両による運搬に関する規制に関する事。
- 六 道路運送車両の使用に必要な物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事。

七 道路運送車両及びその使用に必要な機械器具に関する自動車局の所掌に係る資源の有効な利用の確保に関すること。

(技術政策課の所掌事務)

第三十四条 技術政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自動車局の所掌事務に関する技術に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 道路運送車両の安全の確保に関すること(審査・リコール課及び整備課の所掌に属するものを除く。)
- 三 道路運送車両の使用に関すること(環境政策課及び審査・リコール課の所掌に属するものを除く。)
- 四 独立行政法人自動車技術総合機構の組織及び運営一般に関すること。
- 五 自動車局の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関との連絡並びに国際協力に関する事務のうち技術に関すること。

(自動車情報課の所掌事務)

第三十五条 自動車情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一(三) (略)
- 四 道路運送車両の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること(環境政策課の所掌に属するものを除く。)

(旅客課の所掌事務)

第三十六条 旅客課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 道路運送車両による旅客の運送及び旅客自動車運送事業の発達、改善及び調整に関すること(総務課及び環境政策課の所掌に属するものを除く。)
- 二 (略)

(貨物課の所掌事務)

第三十七条 貨物課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 道路運送車両による貨物の運送及び貨物自動車運送事業の発達、改善及び調整に関すること(総務課及び環境政策課の所掌に属するものを除く。)
- 二 (略)

(審査・リコール課の所掌事務)

第三十八条 審査・リコール課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一(四) (略)

五 道路運送車両の使用に必要な機械器具の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（環境政策課の所掌に属するものを除く。）。

六 （略）